

第 2 1 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第21回定例会

平成27年12月25日

開会 13時30分 閉会 15時17分

出席委員 (19名)	会長	小林茂徳	会長代理	渡邊登司美
		1 清水洋		1 3 山崎正勝
		2 上原勉		1 4 花岡豊一
		3 土屋武道		1 5 白倉令子
		5 伊藤義一		
		6 関直茂		1 7 依田隆喜
		7 竹重文昌		1 8 戸田幸江
		8 依田喜巳男		1 9 長岡政直
		1 0 滝沢辰己		2 0 渡邊重昭
		1 1 小林和恵		2 1 田口千秋

欠席委員	1 2 渡邊幹夫	1 6 柳沢家保
------	----------	----------

議事録署名委員	3 土屋武道	5 伊藤義一
---------	--------	--------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	次長	柳澤秀夫
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	北村久美子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による適格証明について
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について
	第14回農業経営改善計画認定審査会	

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理 お疲れ様でございます。今年も残すところ一週間を切りました。何かとお忙しいと思いますが、ただ今より第21回農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願い致します。

小林茂徳会長

お忙しい中ご苦勞様です。今代理からもお話がありましたが、今年も残り一週間という事でいよいよ残り少なくなって参りました。この時期になりますと、毎年今年の世相を現す一文字ということで、どんな字が今年は発表になるかなと思って興味深々だったのですが、今年は「安」という字が選ばれたということでございますけれど、非常に自然災害が多くて、関東集中豪雨やあちこちで火山が爆発したりということも踏まえて、安心安全ということで選ばれたというふうにお聞きしております。個人的には安倍総理大臣の「安」ではないかと思っているわけです。今年は大変我々身近な問題でもあります農業委員改正法だとか、TPPの大筋妥結だとかいう問題もありましたし、安全保障に関するいろいろな物も、訳のわからないうちにとんとんと決まってしまうということで、総理大臣の今年は思うツボの1年だったのではないかとということで、そんなふうにはわたしは思いましたけれど、いづれに致しましても時の流れる時間というのは早くて、今年1年もあっという間に過ぎてしまったというようなことです。身近な話題と致しましては、新幹線が北陸まで延伸したというようなことから始まりまして、7年に1度の善光寺御開帳がとり行われたというようなこと、あっという間に今年が終わってしまったというようなことでございます。来年は身近な問題としまして、東御市市長選がございますし、秋には市議選があるというようなことで、また今年の善光寺の御開帳に続いて、来年はまた諏訪大社の御柱祭があるということで、本当にあっという間にどんと年が過ぎていってしまうなというように感じているわけです。振り返った1年は、周りはどんと時間が早く過ぎていくのですが、私自身にとってはやり残したことが沢山あって、悔いの残る1年かなと反省しているところではあります。冒頭に申し上げましたように、今年は安心安全というキーワードで終わったような気がするのですが、わたしはそこに健康というのを付けて来年に向かってチャレンジして参りたいなと思っております。あと残り少ない日しか残っておりませんが、皆様方も安心安全、そして健康というような言葉で頑張っていたきたいと思います。最近朝のテレビなどで明日頑張ろうなどという言葉で慰めたような歌があるのですが、その延長で来年も頑張ろうということで1年を締めくくりたいと思います。1年間大変御苦勞様でした。ありがとうございました。それでは着座させていただきます。本日の議事録署名委員は、3番土屋委員、5番伊藤委員にお願いします。それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請に

ついて事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは2ページをお願いします。3条の関係ですが今月は1件ございます。今月も地図を見ながらご説明させていただきます。地図は1ページをご覧ください。まず場所ですが、〇〇〇〇の上のこの5筆になります。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳ですが、〇〇〇〇の方ですけれども〇〇〇〇ということで、徒歩〇〇分程のところに住んでおられます。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の5筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。上の4筆が〇〇〇〇さんの農地、残りの1筆が〇〇〇〇さんの農地となっております。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。下限面積3,000㎡以上もクリアしております。担当委員は11番小林和恵委員です。3条については以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の説明をお願いします。番号1の件につきまして11番小林和恵委員より説明をお願いします。

11 小林和恵委員

はい、場所ですが、事務局の方から説明がありましたので省きます。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在〇〇歳ということですが、以前より〇〇〇〇しており、申請地も以前から譲受人の〇〇〇〇さんに耕作をしてもらっていたようです。今回〇〇〇〇さんより譲受人の〇〇〇〇さんに申請地を譲りたいという希望に、〇〇〇〇さんが了承して申請に至ったという次第でございます。〇〇〇〇さんの自宅は先程も言ったように〇〇〇〇となっておりますけれども、〇〇〇〇のすぐ〇〇〇m以内のところに家もありますし、農機具等も所有しております。現在耕作もしておりますので特に問題はございません。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号1番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして農地法第3条の規定による適格者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第2号農地法第3条の規定による適格者証明についてご説明致します。2件ございまして、これは同じ〇〇〇〇さんの競売物件になります。裁判所から競売物件ということで、この土地について申請者が取得するのが適当かどうかというのをご審議いただければと思います。

まず番号1番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請人は譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。申請内容は所有権移転、申請理由は競売です。合計面積が〇〇〇〇㎡でこちらは農振農用地に指定されているところになります。担当委員は8番依田喜巳男委員です。

続きまして2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の7筆合計面積が〇〇〇〇㎡で競売物件として出ておりますが、全部を取得したいという方でございます。こちらと同じ〇〇〇〇さんの物件でございまして、申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。申請内容は所有権移転、申請理由は競売です。耕作面積は現在〇〇〇〇㎡耕作しておりまして、合計面積が〇〇〇〇㎡となっております。一番下の〇〇〇〇という土地以外のところが農振農用地に指定されている土地でございます。担当委員は8番依田喜巳男さんです。3条の適格証明は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の説明をお願いします。番号1の件につきまして8番依田喜巳男委員より説明をお願いします。

8 依田喜巳男委員

はい、それではご説明させていただきます。1番が地図の2ページをご覧ください。これは〇〇〇〇との境にございます、〇〇〇〇の〇〇〇〇の隣にあります〇〇〇〇の斜め裏にあります田んぼの一番上の区画ですけれど、この裏は全部山です。〇〇〇〇の山で〇〇〇〇の一番下ということです。〇〇〇〇にも勤めておりまして見て欲しいということで申請したそうです。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号1番の件に関しまし

て、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号2番の件につきまして同じく8番依田喜巳男委員お願いします。

8 依田喜巳男委員

はい、それでは説明させていただきます。2番ですがだいぶ散っておりますけれど、〇〇〇〇の一番西側の〇〇〇〇のところが〇〇〇〇という地籍ですが、この集落は約〇〇件ばかりですがその点在しているこれだけの場所全部ですから、〇〇〇〇さんは全部畑と田んぼを手放したということで理解いただきたいと思います。この人もいずれはこちらで〇〇〇〇は農業をやりたいということで申請したのでよろしく願いますということです。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号2番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

20 渡邊重昭委員

はい。今回3条の適格者証明ということですがけれども、譲受人の〇〇〇〇さんや〇〇〇〇さんが適格者かどうかということ審議しているわけですね。そこら辺は何か基準のような物があるのですか。

事務局次長

農地法3条の許可基準と審査内容は全く同じでございます。適格者証明の説明をさせていただきますと、この適格者証明が出て初めてこの農地の競売に参加できると、それで落札した場合もう一度3条の申請が必要になります。落札された場合は二度出てきます。前々回〇〇〇〇〇〇のところ、農地法3条の適格者証明が出ていると思いますけれども、前回の方は適格者証明が出た後、入札に参加しなかったとそういうことで流れております。今回の方はこの後落札されるかどうかわかりませんが、もしこれで落札した場合は、落札者の方がもう一度今度は3条の申請が行われるということで、ただ審査内容は全く同じでございます。

20 渡邊重昭委員

この人達は、これから土地を買ったらこちらに来て耕作をするということですか。

事務局

そうです。

議長

はい。14番花岡委員どうぞ。

- 1 4 花岡委員 審議の内容ではなくて書類の件ですが、1番の〇〇〇〇さんに譲り渡される土地と、2番の〇〇〇〇さんの土地がダブっているのですが、所有権は二重になるのですか。
- 事務局次長 いいえ、入札の参加ですから、100人出しても200人出してもそれは構わないということです。
- 1 4 花岡委員 はい、わかりました。
- 議長 はい、勉強になりました。他に何かご意見ご質問等ございましたらどうぞ。
無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。
番号1番です。地図は4ページになります。土地の所在が〇〇〇〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。場所的には〇〇〇〇の信号を東に行ったところの住宅街になります。住宅地にある農地ということで、消極的2種農地で太陽光パネル〇〇〇枚分をやりたいという方の申請になっております。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。許可基準は用途指定のない地域で法4-2-2、第2の1の(1)のカの(ア)になります。担当は7番竹重委員です。
続きまして番号2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。場所的には〇〇〇〇の上の方になります。農地区分は1種農地で住宅敷地〇棟を造りたいという方です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇のすぐ隣の畑を農地転用して住宅を建てたいという申請になっております。許可基準は用途指定のない地域で則33-4、第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当委員は小林茂徳会長です。4条は以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1番の案件につきまして、7番竹重委員をお願いします。

7 番竹重委員

はい、4ページをご覧ください。場所ですが先程説明がありました通りの場所です。〇〇〇〇のバス停から約〇〇〇mの場所になります。ここは畑として一部自家用野菜を作っている程度で、あとは〇〇〇〇状態のため有効利用を図りたいということで、今回太陽光発電設備をするものです。内容はパネル〇〇〇〇枚、発電量〇〇kwということです。経済産業大臣の許可については認定されていますし、排水設備、住宅側の一部フェンス等を考えるということで、また近隣の了解も得られているということから問題ないと思いますのでご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号1番の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして番号2の件につきまして、わたしの担当ですので説明させていただきます。資料の5ページをご覧くださいと思います。申請場所は〇〇〇〇の中心地区をぬけて、左側の東西の分岐点になっておりまして、左側の道を進んでいきますと〇〇〇〇の〇〇〇〇に繋がります。右の道を行きますと〇〇〇〇、〇〇〇〇のところへ続いている二股道で、真ん中の細い道は単純な〇〇でございます。その角地に家を建てるという申請でございますけれども、申請人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇において〇〇〇〇で同居しているということでございますけれども、〇〇さんも〇人いて手狭になっているということから、この度〇〇〇〇の隣接する畑に移住を希望ということで今回の申請となりました。この土地は〇〇〇〇でございます、周りも上も下も全部〇〇〇〇名義の畑になっておりますので、隣接者の問題は全然ないということでございます。雑排水等につきましては公共の下水道に接続するために特に問題ないということでございます。よろしくご審議お願いしたいと思います。それでは質疑に入りますがご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。

質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につ

いて今月は8件ございます。

番号1番です。〇〇〇〇の〇〇〇〇の関係になります。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、農地区分は3種農地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇で経営をしている会社でございます。この〇〇〇〇の店舗は上小地区内に〇店舗を営んでいる会社になっております。申請の内容は、既存の駐車場が手狭ということで、現在農地になっている部分を拡張したいという申請です。今回の申請地ですが、耕作がされていない土地を駐車場として拡張したいという申請になっております。契約内容は賃借権設定です。許可基準は用途指定のない地域で則43-1 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)です。担当委員は7番竹重委員です。

続きまして2番です。一時転用になっております。土地の所在は〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は駐車場〇〇台分の敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇の建て替え工事を今やっております、工事関係者の車両を駐車場として一時的に転用をしたいという申請になっております。許可基準は第1種低層住居専用地域で則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号3番です。太陽光パネルの申請になっております。パネル〇〇〇〇枚、パネル面積〇〇〇〇㎡、発電量は〇〇〇〇kwです。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。500メートル以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇がございますので3種農地ということでございます。場所につきましては、〇〇〇〇を〇〇〇〇の方に上っていたところになっております。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は使用賃借権設定です。許可基準は用途指定のない地域で、則43-1 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)でございます。担当委員は小林会長です。

続きまして番号4番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇の南ということになります。こちらは自宅のすぐ裏の畑を今現在利用していないので、そこを駐車場の敷地と、それから太陽光パネルの敷地に転用したいという申請です。太陽光のパネル〇〇枚、パネル面積が〇〇㎡、発電量は〇〇〇〇kw、駐車場は〇台分です。農地区分は3種農地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。関係は〇〇〇〇になります。契約内容は所有権移転です。許可基準は第1種住居地域で則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbのcです。担当委員は11番小林和恵委員です。

続きまして番号5番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。場所は〇〇〇〇の団地の東になっております。申請の内容は、砂利採取の一時転用です。こちらも耕作されていない、ほぼ山林化している農地について砂利採取を行いたいという申請になっております。農地区分は3種農地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は第2種住居地域で則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は19番長岡委員です。

続きまして番号6番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。こちらも〇〇〇〇の関係になっておまして、〇〇〇〇の近くのところになります。用途区域内ということで、内容としては〇〇〇〇さんという方が〇〇〇〇の東側のところで〇〇〇〇を経営しているのですが、その〇〇〇〇を移転したいということで、それに伴いまして今現在通路が東側に移るということでこの申請になっております。契約内容は賃借権設定です。許可基準は準工業地域の則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)でございます。担当委員は21番田口委員です。

続きまして7番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の3筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。〇〇〇〇から西に入ったところになっております。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。関係は〇〇〇〇になっておりますけれども使用貸借で自分の住宅を建てたいという申請になっております。許可基準は用途指定のない地域で、則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は3番土屋武道委員です。

続きまして番号8番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇

〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の18筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。こちらは農振除外の案件になっておりまして、大規模な太陽光発電のための申請になっております。パネル枚数〇〇〇〇枚、パネル面積〇〇〇〇㎡、発電量〇〇〇〇kwです。農地区分は農地の広がり10ha未満ということで消極的2種農地になっております。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は賃借権設定です。許可基準は用途指定のない地域で法5-2-2 第2の1の(1)のカの(ア)でございます。担当委員は19番長岡委員です。5条については以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1番について7番竹重委員をお願いします。

7 竹重委員

はい、地図は6ページをお願いします。場所ですが先程説明がありましたとおり〇〇〇〇の隣の畑です。畑としては〇〇〇〇で現在見てもらえば〇〇〇〇の状態です。本人の〇〇〇〇で、土地を管理していくのが今後無理ということで、今回隣の〇〇〇〇さんより既存店舗の駐車場が不足しているので、駐車場拡張のために貸してくれないかという話があって、問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号2番について17番依田隆喜委員をお願いします。

17 依田隆喜委員

はい、よろしくをお願いします。地図は7ページになります。この場所は左側に白く空いているところが〇〇〇〇の〇〇〇〇です。今〇〇〇〇ですけど、〇〇〇〇の建て替え工事をやっていて、業者の方の車を停めるところがないということで、近くに譲渡人〇〇〇〇さんの畑があって、今〇〇〇〇さんは全然作ってなくて、草だらけになっているわけですけど、ここを借りてここを駐車場にしたいということで申請がありました。よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番についてわたしの方からご説明致します。地図は8ページをご覧ください。場所ですが、〇〇〇〇道路のすぐ側ということで、右側が〇〇〇〇になっております。この〇〇〇〇を挟んで左側は〇〇〇〇になるのですが、この該当地区は〇〇〇〇地区ということでございます。下方面は畑が繋がっているわけですが、少し下には〇〇〇〇が走っているというそんなロケーションの場所です。ここから見るこの間の太陽光の山の斜面にいっぱいありましたけれども、その左側の山の裾となります。土地の譲渡人と譲受人の関係は〇〇〇〇ということでございまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇のためこれから畑作農業はできないということで、土地の有効利用を図りたいということでございます。〇〇〇〇さんに使用貸借権は永年ということでお貸しして、そこで〇〇〇〇さんが太陽光発電をしたいという案件でございます。ご覧の通り該当地区は割とフラットな場所でございます。のり面は生じないし、造成工事はしなくても済むというような場所でございます。周辺にはネットフェンスを設置して安全対策は図りたいと、それから雨水等につきましては、トレンチをそれぞれ太陽光の下に設置しまして、敷地内において地下浸透とするという申請になっております。周りに畑作農家が〇名いるのですが、〇名の方には各々のご説明を申し上げ了解をいただいているということでございます。特に問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

以上でございますが、何かご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番について11番小林和恵委員をお願いします。

11 小林和恵委員

はい、それではご説明致します。申請地は9ページの地図をご覧ください。〇〇〇〇地区〇〇〇〇の西南〇〇〇〇m程の裏道沿いの場所になります。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇関係です。〇〇〇〇さんがこの申請地に太陽光発電〇〇枚、あと車が〇

台ほど停まれる駐車場を設置するという事で、クリーンエネルギーの供給に貢献していきたいということと、空き地の有効利用ということで、今回の申請に至っております。隣接地も〇ヶ所ありますが、その方々にも説明をして同意も得ており、雨水排水につきましても、現場で浸透式でございますので特に影響はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。無いようでしたら採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号5番について19番長岡委員をお願いします。

19長岡委員

はい、説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。先程事務局から説明がございましたとおり、位置的にはこの交差しているところから入りますと〇〇〇〇、左へ入りますと〇〇〇〇の〇〇〇〇になります。その交差点から概ね〇〇m程上がってきますと〇〇〇〇道路でございますけれども、〇〇〇〇の〇〇〇〇がありまして、ここを上って約〇〇〇mの位置が今回の申請地でございます。現況はここ周辺ほとんど地目山林、あるいは畑でありますけれども、実際には荒地山林化しているようなところがございます。今回の申請地につきましても登記簿上は畑でございますけれども、実際には〇〇〇〇になっているというところがございます。この地帯は地名からして〇〇〇〇というところで、玉石、砂利などの原石が多いというようなことで、一時転用者の〇〇〇〇さんもぜひここで良質な原石を採取したいということでございまして、地主さんとの話し合いの中で合意に至って、今回一時転用という形で申請となったものでございます。この図面を見ていただきまして5条の5が地目上畑でございますこの申請地のすぐ右側に少し細長くあるのですが、ここが登記簿上山林ということでございます。今回この山林も合わせて一時転用で砂利採取をしたいという内容でございまして、この〇〇〇〇の区長の同意も取れておりますし、隣接同意もいただいていると、それから合わせて市の開発事業に対する届出等も整っております。特に問題ないと思われまので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号6番について21番田口委員お願いします。

21 田口委員

はい、それではご説明致します。資料11ページをご覧ください。事務局から申請地の場所について説明がありましたけれども、〇〇〇〇線〇〇〇〇の信号の西側〇〇mくらいのところに〇〇〇〇ですけれども、譲渡人〇〇〇〇さんが営んでいます〇〇〇〇という会社ですが、こちらが事業の拡張、工場の移転ということで、現在この〇〇〇〇さんは〇〇〇〇と合わせて南側の〇〇〇〇からも出入りできるようになっているのですが、こちら側が〇〇〇〇の道路で通行できなくなると、それですぐ隣の〇〇〇〇さんの土地を借りて通路にしたいということでございます。幅が〇〇m、〇〇〇〇㎡ということです。特段問題ないと思われまますのでご審議の程お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号7番について3番土屋委員お願いします。

3 土屋委員

はい、それではご説明したいと思えます。図面は12ページをご覧ください。今回の申請につきまして〇〇〇〇さんは〇〇〇〇でございまして、譲渡人が〇〇〇〇ということでございまして、使用貸借ということで〇〇〇〇年間の設定ということでございます。〇〇の〇〇〇〇さんが今回ここに住宅を建てたいということでの申請でございまして。場所的には12ページをご覧いただくとわかると思えますが、右の方に〇〇〇〇線というふうに書いてございますが、これは〇〇〇〇へ上って行く道路でございまして。それを少し上がりますと〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇区の〇〇〇〇になっている場所でございます。そこから約直線距離で〇〇〇〇mくらい左の位地が今回の申請地でございます。この場所につきましては、隣接が農地ということでございましてけれども、自分の所有地と隣近所の皆さんということで、それぞれ了解をいただいているということと合わせまして、この辺につきましては住宅と農地が混在している場所でございます。隣接への影響というものには特別悪影響がある場所ではないのかなというふうに感じております。今回ここへ新築をしたいということでございまして、特に問題はなく、農地についても対応できるのかなということでございます。

よろしくご審議をいただきたいと思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号8番について19番長岡委員をお願いします。

19長岡委員

はい、ご説明致します。申請場所ですが13ページをご覧くださいと思います。転用面積〇〇〇〇㎡という非常に大規模な太陽光の事業の関係でございますが、位置的には真ん中より少し下に〇〇〇〇がありまして、図面に向かって右が〇〇〇〇、左が〇〇〇〇ということでございます。この申請地へ入る道路が上から図面を見ていただいて〇〇〇〇から分岐して斜めに来ているのですが、実際にはこの道路は〇〇〇〇に分断されて、上は道路があるのですが下は〇〇〇〇同然というような形でございます。従いましてこの場所へ行くにはこれから少し〇〇〇〇寄りに行きまして、〇〇〇〇の前の〇〇〇〇をくぐってすぐ〇〇〇〇さんがありますけれども、その上の道を東へ入るという場所で、その下には工場等もありますけれども、この一体でございます。今回申請されている転用事業者でありますけれども〇〇〇〇さんであります、〇〇〇〇に事務所があるということで、現在〇〇〇〇〇を中心に営業しておりましたが、以前から環境にやさしい社会貢献をとというのが会社の方針でございます、たまたま〇〇年度からの政府の〇〇〇〇を使って、今現在太陽光発電の事業展開をしているということで、〇〇〇〇、〇〇〇〇この近隣でも相当やられているということでございます。東御市において適地を探していたところ、たまたま現在の申請地の場所が非常に条件的に良いと、日当たりも良いというようなことで、事業規模も大きい額ですので地権者の皆さんも13名程いらっしゃるのですが、全部で18筆にまたがっておりまして、それぞれ地権者の皆さんと話し合いを持った結果、一部は地権者の方は〇〇〇〇けれど、その他の皆さんについてはこの計画に賛成いただいて、今回の申請に至ったということでございます。この地帯についてはほとんど〇〇〇〇区の皆さんが耕作しておりますけれども、通作距離は図面で見るとさほど遠くないのですが、ただ今申し上げましたとおり非常に遠回りをして、しかもこのすぐ下が山林で、あと崖下で〇〇〇〇になってしまうという非常に分断された農地というような状況でございます、現在はなかなか耕作もできないという状況で〇〇〇〇〇〇状態になっております。土地については農振農用地だということ

で、すでに農用地からの除外申請については認可済みになっておりますが、この際にいろいろ周辺農地の営農対策とか支障をきたさないようにとか、雨水排水等についても各行政機関の指導の元に一応現在において許認可ですとか道路等整備されているという状況でございます。こういう事業ですので申請地の下に帯状に山林があるわけでございますけれども、この山林についても事業計画をそれぞれ地主さんにお話し、ご了解、同意をいただいているということでございます。そのような状況の中で手続き上は整理されているということでございまして、あと関連します市の環境条例に関する届出ですとか、図面のところに白い部分があるわけですが、これが赤線になっているところが多いわけですが、これに対する赤線の占有許可等も手続しているということでございます。そんなことで現在農振を外し転用に至ったということで、手続き上特に問題はないと思われま。ご審議をいただきたいと思ひます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。大変大規模な太陽光発電計画ということでございますが、何かご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。はい、20番渡邊重昭委員どうぞ。

20 渡邊重昭委員

はい。この申請地ですが、空いているところがありますよね。空いているところは申請に問題があるのでしょうか。

19 長岡委員

ただ今申し上げましたとおり一部の地権者のこの該当地ですが、この方実際にはこの事業に〇〇〇〇、引き続き耕作をしたいということで、この方は少し前に〇〇〇〇のような経過がございまして、当面耕作したいということでこの部分については同意いただけなかったということでございます。囲まれるような形になりますので、雨水排水とか除草対策というのも十分しっかりやっていくということで一応了承はいただいているということです。計画の中で漏らしてしまったのですが、ここは敷地内に透水性の防草シートというのがありますが、透水性でしかも除草、草を生やさないという形でこちらの対策を取っていききたいということでございます。

議長

他にどなたかご質問等ございましたらどうぞ。
わたしの方からよろしいでしょうか。個人ではないのでお聞きしたいのですが、ちなみにこれだけのメガソーラーらしき発電計画というのは工事費というのはどのくらい掛かるのでしょうか。差し支えなければ。或いは年間の売電量、トータルの賃借料と支払等どういう損益になるのかなど。会社組織なのでお聞きするのですが。差し支えなければ。

事務局 はい、まず敷地内の伐採や雨水、防草の対策費が〇〇〇〇円、パネルの金額が〇〇〇〇円、パネルの設置費の工事代が〇〇〇〇円、トータルで〇〇〇〇円ということでございます。

議長 他にどなたかご意見ご質問等ございましたらどうぞ。無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。5条の関係は以上となります。それでは次の議案に移る前に事務局の方から先程の適格者証明について若干補足がございますのでお願いします。

事務局次長 先程3条適格者証明の渡邊重昭委員の質問の中で、審査基準ということで3条の本申請と全く同じと申し上げたのですが、1点違う部分がありまして、適格者証明につきましては所有権移転行為をするものではありませんので、賃借権が設定されていても適格者証明は出ます。但し落札後本申請の時には賃借権が設定されたままだと、耕作目的という話、要は解約しない限りは借りている人の権利が残っていますので許可が出ないということで、通常でしたら適格者証明が出たところで同じ申請であれば許可が出るわけですが、賃借権が設定されている場合は本申請がされるまでに合意解約をしないと許可が出ないという形になっております。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、議案第5号農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当 はい、今月の農用地利用集積計画ですが、所有権移転が無いのですべて利用権設定になっております。全件で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、新規の利用権が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、内中間管理事業の利用権設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、再設定の利用権が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡です。利用権設定の〇〇番〇〇〇〇さんですが、平成〇〇年〇〇月に新規就農されるということで、それに向けて3反歩無いのですが新規就農者ということで受付しました。以上ですがご審議の方よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。さらっとした説明でございますがよろしいでしょうか。

- 3 土屋委員 はい。確認ですが新規就農者だから3反歩無くてもしたということ
はもう少し詳しく説明いただければと思います。
- 担い手支援担当 農地部会で利用権を利用するには、3反歩以上耕作していないと農
家要件が出ないということで利用権を使えないということですが、新
規就農希望者については3反歩未満でも利用権受付することができます。
- 事務局次長 今回の農地部会ではなくて、平成16年頃の農業委員会の農地部会
の中で新規就農者の扱いという話がありまして、新規就農者がいきなり
3反歩というのはやっぱり無理だという話の中で、新規就農者につ
いては3反歩無くても認めますと。新規就農者という意味ですが、た
だ単純に入ってきて新規就農者だから良いだろうという話ではなくて、
市の何か入っていないといけないよね。
- 担い手支援担当 5年間に250万円を目指しますという計画を出していただいて、
市長の認定を受けた方について新規就農者として認めています。
- 事務局次長 ですから、今の該当する方が農地を借りたいという場合については
3,000㎡無くても良いと、合併前の〇〇〇〇において3反歩未満
でも貸していたという事実がございまして、その方の継続の場合につ
いてはやはり認めるという話で進んできております。
- 議長 他にはどなたかご意見ご質問等無いでしょうか。はい、14番花岡
委員。
- 14 花岡委員 はい。今の〇〇〇〇さんの件は良いのですが、同じような要件だと
下の〇〇〇〇さんもそうですよね。
- 担い手支援担当 〇〇〇〇さんについては新規就農者ではないのですが、今回で3反
歩を越える申請を出していただいているので農家要件を満たしている
ので受け付けています。
- 議長 他にどなたかございますでしょうか。それではわたしの方から一つ。
先程ニュースで新規就農者だったか撤退したという話を聞きました。
なかなか労働時間に対して収入が少なくて厳しくて生活がやっていけ
ないという理由だったようですけれども、そういうことからして単に
農業が好きだとか、田舎が好きだとか頑張りたいということでも、最
終的に行き詰ってしまうと。農業委員会としてもいろんな形で前向き
に取り組む方を応援したいと思っておりますが、今度はある程度5年

間なら5年間頑張っていたら、どうも生活が成り立たないからと両手を挙げて出て行かれてしまうと、またその後が困ってしまうということで、農業委員会の方にも責任ある問題ですのでぜひ新規就農だとか、認定農業者という方については担い手の方からもよろしく願いたいと思います。他にはよろしいでしょうか。それでは採決に入ります。第5号議案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成を認め決定と致します。続きまして報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは報告第1号農地法第4条の規定による届出についてご報告致します。地図は14ページをお願い致します。非常にすごい形をした地形になっておりまして、2筆に跨って堆肥舎を建設したいという届出になっております。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。ご報告申し上げます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして第14回農業経営改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい。担い手支援係の柳橋ですがよろしくお願いします。今回の申請者は3名いらっしゃいます。

まず番号1番、〇〇〇〇さんでございます。資料2ページをご覧くださいまして、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇区にお住まいの〇〇歳です。営農類型につきましては複合経営の水稻+果樹ということで、経営改善の方向の概要につきましては有核巨峰から優良品種、新品種に切り替えた無核ブドウへの方向で経営を行って参ります。農業所得につきましては現状〇〇〇〇円から〇〇〇〇円です。〇〇〇〇さんにつきましては更新の回数が今回〇回目ということでございまして、作成した資料につきましては平成26年度の経営内容で作成したと、今年度は決算できていないという状況の中で、26年は雹害とか、有核巨峰のため収入が少なかったと、また、機械の方の減価償却費等の経費が多かったからということの中で、現状確定申告の額でありますけれども、〇〇〇〇円という低い額だったということで、たまたま申請するときの金額が極端に低いような状況ではありますけれども、目標金額〇〇〇〇円ということで、機械の減価償却費、また、有核巨峰をシャインマスカット、ナガノパープルへの品種改良する中で、5年後は収入等

を見込んでいる経営計画を出されていますので、その点は大丈夫だというふうに思いますのでご承知いただきたいと思います。農業経営規模の関係ですが、水稻が〇〇a、ブドウが〇〇aということで、現状目標共に面積の変更はございません。次のページで特に変更ということの中では機械類等につきましては更新したことから特にございません。また、農地の方も労働力の方も、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんで、労働力の方に〇〇〇〇さんの名前しか載ってなくて追加でお願いしたいのですが、申請者本人の〇〇〇〇さん、〇〇歳、本人、現状が〇〇〇日、見通しが〇〇〇〇日ということでお願いします。お二人でこれまで経営をされてきた中で、また臨時雇用につきましても対応しないという本人からの話も聞いておりますので、自作農地であるところを必要最小限の農地で効率よく収益を確保していくという考え方でやっていくという、また、それを継続していくというようなことの中で、今回〇度目の更新ということでございますので、地域農業に関しては非常にこれまでも貢献してきておりますし、今後も期待できるというふうに捉えておりますのでご意見の方よろしく申し上げます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当委員よりご意見をいただきたいと思います。2番の上原委員お願いします。

2番上原委員

はい。ただ今説明があったとおりです。今現在もだいぶ新品種を植えて段々切り替えるということで、将来的には目標額程度は収入が上がるのではないかといいことで言っておりました。後継者の育成ということで書いてありますが、〇〇〇〇さんが今はたまに手伝っていますが、本人がやる気になればもう少し増やしたりして、規模を拡大したいというような意向はあるようです。本人もずっとやってきておまして、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。全体を通して各委員さんからご意見ありましたらお願いします。特に無いようでございますので頑張っていたいただきたいということでございます。続きまして番号2番について事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい。続きまして番号2番です。申請者は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇にお住まいの〇〇歳の方です。更新につきましては第〇回目ということで、平成〇〇年からの認定の継続ということでございます。目標とする営農類型につきましては準単一複合経営ということで、水稻・露地野菜であります。経営改善の方向の概要につきましては、施設機械設備の導入とともに、年間労働時間を減らして年間所得〇〇〇〇円を

目指したいということでございまして、農業所得につきましては現状〇〇〇〇円という状況の中で目標〇〇〇〇円ということでございます。現状〇〇〇〇円ということで、〇〇〇〇さんにつきましてはもたまたま今年機械の減価償却費、これは〇〇年の確定申告の状況の中で減価償却費が〇〇〇〇円を超えているような状況でございまして、経営の売上げにつきましては良好なところではありますけれども、機械の方での支出が重なったというような状況の中で現状が低いような状況、ただ5年後の目標につきましては〇〇〇〇円をクリアできる経営計画を立てていただいています。内容につきましては、水稻が〇〇〇aから〇〇〇a、ジャガイモにつきましては現状作付けしていませんけれども、水稻の合間をぬってジャガイモ〇〇〇aを作付けする予定であります。また、作業受託につきましては現状〇〇〇aを〇〇〇aに増やしていくという状況の中で、経営面積の合計につきましては〇〇〇aから〇〇〇aに増えているという内容になっております。内訳につきましては右の方をご覧ください、次のページをご覧ください追加修正の部分につきましては、トラクター〇〇ps〇台から〇〇ps〇台、コンバインを〇条から〇条に変えていきたいという意向があるということでございます。乾燥機につきましては〇台を〇台、いも堀り機については〇台追加、また、また保冷貯蔵施設（低温）ということで〇棟〇〇〇㎡を見込んでおります。そういった中で現状も機械の方に非常にお金が掛かっているところではありますけれども、目標の方につきましても若干様子を見ながらという状況の中で、必ずこれを導入するというのではなくて、経営状況を見ながらパワーアップを図っていきたいという話を聞いておりますのでご承知いただきたいと思えます。機械化などという話もございまして、労働力につきましてはご本人と〇〇〇〇さん、元気で健康でやっていらっしゃる、まだ現役バリバリの方でありますけれども、この〇〇〇〇で農業をやっているということで、非常に心配されると思えますけれども、お二人共すごく元気でやっていると、5年後につきましてはわからないというのもありますけれども、そういったことも見越して機械化の導入を検討しているというような状況でありますのでご承知をいただきたいと思えます。右上の農業従事態様等の改善目標の中で、会社に勤めながらというのがありますが、この会社というのは日ごろやっている会社ではなくて農閑期にやっている会社というような状況なので、普段は春から秋まで農業をやって、その後冬に会社というか、そういうところにいわゆる普通の農業者であれば、〇〇〇〇に上がっていく感覚というような状況で見ただけならばと思えますけれども、〇〇〇〇の仕事をされているというようなことで、ご承知をいただきたいということで補足説明ですがよろしくお願ひします。この農家につきましても規模的にも〇町歩から〇町歩というような状況と作業受託を増やし

ていくという状況の中で、地域の農業者とのつながりが非常に強い方
でございますし、今後の経営にも機械化という状況の中でしっかりや
っていただけたらと思われ、大丈夫と考えておりますので、ご意見の
方よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の意見をお願い
します。渡邊登司美代理をお願いします。

渡邊登司美代理

はい。若干説明させていただきます。この家のメインの自己所有の
田んぼの隣の田んぼは〇〇〇〇でございます、非常に頻りに顔を見
ているという状況です。かつては〇〇〇〇に勤めていたのですが〇〇
〇〇されまして、現在は〇〇〇〇さんと一緒に農業をやらせてもら
いますが、この状態を見ていますと前は田植機も〇条のものだったの
ですが最近〇条に変えて、わたしの地区の関係の高齢化の方の田んぼをど
んどん借りて、当時は大体〇〇h a 位だったのですが、この数字を見
てみますと〇〇h a になって、更に増やすという方向で進めているよ
うです。自宅の横に〇〇〇〇がございまして、そういった形で段々地
区の皆さん方にも近いので、最近では利用も〇〇〇〇の〇〇〇〇に持
っていくよりはるかに近いという形の中で増えているのが実状ではな
いかと思います。先日もお話したのですが、将来目標にジャガイモと
ありますが、わたしは〇〇〇〇地区の代表的な野菜という皆さんご
承知のとおり、ブロッコリーが一番メインになると思いまして、特に
ブロッコリーについては皆さん方も聞いていると思いますけれども良
かったという話で、わたしの知人は〇反歩作ったのですが、それでも
〇反歩農協に入った〇〇〇〇で〇〇〇〇ということで非常によかった
というのが実体でございます。ですからわたしはジャガイモよりもブ
ロッコリーの方が有利だと思います。この地区についてはわたしも〇
〇〇〇の〇〇〇〇もやっているのですが、田んぼも全部バルブになっ
ておりまして、水番も一人いまして、ですから田植えをしまいませ
すと田んぼの水抜きをいう必要性は全然なくて、しかも自分の自宅か
ら〇〇〇〇さん家に向かって〇〇k m未満全部田んぼになって支配さ
れていまして、平均面積が〇〇a から〇〇a 位の田んぼ1枚となっ
ていますので、この家の〇〇〇〇さんに言わせれば〇〇〇〇の田んぼは
全部うちらで借りてやってもいいよというような話をしているくらい
な状況です。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。他に委員としてご意見ございまし
たらお出しいただければと思います。はい、1番清水委員どうぞ。

1 清水委員

はい。水稻の面積も拡大、ジャガイモも作ります、作業受託も増やしますという状態で、〇〇〇〇さんが〇〇歳ということで所得も増やしていきたいという中で、人事雇用という欄に一つも無いのですが、やはりそこら辺は絶対に入れていかなければ無理ではないかと思うのですが、そんな指導をしていただいた方が良いのではないかと思います。

認定農業者担当

はい。こちらの方も人事雇用に関しては再三お聞きしまして、一応とりあえずお二人でやっていくというような状況の中で、清水委員のご指摘のとおりご意見として頂戴したいと思います。

議長

ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。〇〇歳でまだお若いということですが、〇〇才を過ぎると今度は健康のことが心配になってきますので、ぜひ健康には留意していただいて頑張ってくださいと思います。続きまして番号3の〇〇〇〇さんの件につきまして事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい。番号3番でございます。申請者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんにつきましては今回〇回目でございまして、平成〇〇年から認定農業者になっています。〇〇〇〇につきましては〇〇歳で会社は平成〇〇年〇〇月〇〇日に設立されております。目標とする営農類型につきましては複合経営ということで果樹＋加工品製造・販売ということでございます。経営改善の方向の概要につきましては、6次産業化を目指し、加工品の製造販売並びに仲卸業務に展開というような状況でございまして、現在常時雇用が〇人になったという状況の中で労働改善を行っていく、また売上げの増加を加工並びに卸業務で増加させるということでございます。農業所得につきましては、〇〇〇〇円から〇〇〇〇円、労働時間につきましては、〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間に短縮を図っていくものでございます。経営規模の拡大に関する目標につきましては、ブドウの露地栽培が〇〇〇aから〇〇〇a、雨除栽培につきましては〇〇〇aから〇〇〇a、加湿栽培につきましては〇〇〇aから〇〇〇aにそれぞれ増やしていく予定で考えております。また加工用につきましてはワイン、ジュース、また干しブドウ等いろんな形でやっていくわけですがけれども、作付面積については、はぶきブドウや仲卸で仕入れたブドウを使うため記入していません。ですが生産量は〇〇tを〇〇tに増やしていきたいという状況でございます。農地につきましては、借地のみですが、畑地を〇〇〇aから〇〇〇aに増やしていくと計画です。株式会社の経営ということでその他の関連事業が充実しております。研修生助成、加工品製造、仲卸、海外技術指導輸出、観光という内容をやっており

ます。目標もそれぞれ研修生につきましては常時〇名程度栽培増ということと、加工品につきましては生産量も倍に増やしていくと、仲卸につきましては販売先の拡大、海外技術指導輸出につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇等に行きまして技術指導を行って研修生を受け入れると、あと、観光につきましてはインバウンド事業という状況の中で非常に多角的に行っている経営体でございます。次に変更のある機械施設等につきましては、トラック〇〇tが〇〇台増えております。また生産施設につきましては、鉄骨・ガラスが〇〇棟から〇〇棟、またパイプハウスにつきましては〇〇棟を〇〇棟ということでプラス〇〇〇〇棟を目指しております。そういった中でいろんな6次化を中心にやっている、また既存の農地の拡大をしていくというような経営計画にございまして、労働力につきましても代表を含めて合計〇〇名で現在切り盛りしてございます。雇用も創出しながらやっていくというよう状況でございまして、臨時雇用も〇〇人いるというような中で、非常に経営的には株式会社となっております安定はしています。ただこれから代表の方でいろんな事業を展開していきたいという考えが非常にありまして、東御市内外での活躍が期待できる経営体であるというふうに感じています。皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますがよろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の補足説明、ご意見等ありましたら願います。18番戸田委員願います。

18戸田委員

はい。今の説明で全部把握していただいて、わたしの補足説明というのは、こちらは全部借り入れということですが、〇〇〇〇さんは東御市のブドウ作りの先駆者の〇〇〇〇さんという方の〇〇〇〇さんなんです。それとこれだけの面積をいかに拡大するかという考え方については、これから高齢化でどんどん手放す人が増えるだろうと、それでその所も全部集約してできるだけ荒廃地を作らない形でブドウのジュース加工とかそういう形を取ることによって、一人一人の耕作面積を増やせるのではないかという考え方のようです。これからのことなのでどのくらいの土地の集約をしてやっていかれるかというのも、今後の課題かとは思いますがたぶんあり得る話だと思います。現在とても忙しいということは、加工のジュースとかドライ巨峰の出荷でとても忙しいということで、冬場の仕事も十分あるようでした。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。何か委員さんの方でご意見等ございましたら出していただきたいと思っております。加工用のワイン、ジュースというのは設備を持っていませんが委託でお願いしているのですか。

認定農業者担当 加工用のワイン、ジュースを作るというのではなくて、卸として中間に入ってそれぞれの会社に引き渡すということでやっている物と、試作で作った物をワイン、ジュースの方に売っているというような状況でございまして、自分で作っているということではないということです。

18 戸田委員 ジュースは〇〇〇〇で作って加工して販売している状況です。

認定農業者担当 ジュースについては〇〇〇〇で委託してそこで販売していただいているようでございます。

議長 はい。非常に将来有望で頑張っていらっしゃる方でございますのでぜひまたリーダーシップを取っていただきたいと思います。他に何かございますでしょうか。それでは第14回農業経営改善計画認定意見聴取につきましてトータルで何かご意見等ございましたら出していただければと思いますが。特に無いようでございますので頑張ってくださいということでもよろしくお願ひしたいと思います。それでは認定審査会は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。それでは以上で議事の方は終了とさせていただきます。全体を通してご意見等ございましたらお出しただければと思います。はい。特に無いようでございますので以上で終了とさせていただきます。慎重審議、スムーズな進行をありがとうございました。

渡邊登司美代理 それでは以上で第21回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

15時17分

議事録署名人_____

議事録署名人_____